

禁酒法とアメリカ社会

Prohibition and the American Society

教養部 助教授
常 松 洋
Hiroshi Tsunematsu

はじめに

1920年代のアメリカを考察する際、手懸りの一つとなるのは禁酒法の時代だったという事実である。禁酒法やそれを成立させる原動力となった禁酒運動については、同時代のものを除いても枚挙に暇ない程の論考がなされており、とりわけ1970年代來の研究の進展については目覚ましいものがある¹⁾。本稿の目的は、それらを踏まえた上で、禁酒法・禁酒運動を政治的文派の中で、具体的には革新主義の流れにおいて再解釈することはない²⁾。そうするためには、単に禁酒運動・組織——とりわけ反酒場連盟(Anti-Saloon League 以下 ASL と略記)——の理念や戦略のみならず、他の多くの要素、酒・酒場の政治的経済的社会的弊害に加え、州際通商との関係、自分達の居住区を悪徳の侵入から防衛するため立上った上中流階級の市民運動、酒場の代替物提供の試みなどにも目配りする必要があり、本稿の枠組を乗り越えてしまうからである。

本稿が課題とするのは、禁酒法が1920年代のアメリカ社会に与えた影響の考察である。禁酒法はアメリカ人の飲酒量・パターンに何らかの変化を及ぼしたのか、20年代の酒場はどのような変貌をきたしたのか、また犯罪シンジケートは禁酒法が生み出し育んだと一般に信じられているが、その判断は正しいのか。もちろんこのように限定してはみても決して容易な課題ではない。たとえば統計資料は決して少なくない、というより多すぎるほどの統計が存在する。問題は、それらが非常に党派的であり、ある史家の表現によれば「反禁酒派と禁酒派との統計をめぐる戦争(wet-and-dry statistical war)³⁾」を呈している所にある。決定的な一次史料をもたずにその「戦争」に参加するのは、不毛な試みのそしりを免れない。むしろ現時点では、先学の蓄積を筆者なりに再解釈することで、今後の研究方針を模索する方が生産的に思える。

第一章 禁酒法とその「実効」

まず、アメリカに禁酒時代をもたらした憲法修正第18条(1917年12月諸州に提議、19年1月確定、20年1月発効)の条文を紹介しておこう。「第1節 本条の承認から一年を経たのちは、合衆国およびその管理権に服するすべての領土において、飲用の目的をもって酩酊性飲料(intoxicating liquor)を製造、販売または運搬し、あるいはその輸入もしくは輸出を行なうことを禁止する。第2節 連邦議会と各州とは適当な立法によって本条を施行する共同の権を

昭和62年4月23日原稿受理

大阪産業大学教養部

有する。第3節 本条は合衆国議会からこれを各州に提議した日から七年以内に、憲法の規定によって憲法の改正に必要な諸州立法府の承認を得るのでなければ、その効力を生じない⁴⁾。第2節に言う「適当な立法」として19年10月、全国禁酒法（一般には立法者の名を取ってウォルステッド法）が成立し、具体的な施行のための条件が整えられる。

一読して憲法修正第18条の特徴は明らかである。まず第1節の冒頭で「本条項の承認から一年を経たのちは」と、施行までに最低一年間の猶予が与えられているが、これは、以前の修正条項にはなかった一節である。第二および第三に、同じく第1節において禁じられていたのは、酩酊性飲料の、製造、販売、運搬、輸入、輸出であったということ。つまり、酒類の購買や飲酒は禁止されておらず、製造、販売、運搬、輸入、輸出が禁じられたのは、酩酊性飲料であってアルコール性飲料ではなかったのである。第四に、第2節中の連邦と州との「共同の権」という表現が、そして第五に、第3節の「各州に提議した日から七年以内」の承認という規定が、注目に値しよう。以上五項目中、第四項目は、連邦権力の拡大を恐れる州権論者への譲歩として書き入れられたものだったが、現実には州政府の協力がほとんど得られず、法の実効性を損なうことになる⁵⁾。

第四項目以外の規定は、反禁酒派への妥協として採用された⁶⁾。その効果があったのか、一年余という短期間で批准は完了する。法定数の州（連邦を形成する全州の四分の三、19年時で36州）の承認を得るにはかなりの時間がかかるとの予測があったからこそ、第3節が付加されたのだから、これは、禁酒派にも予想外の成行きだったろう。当時の状況も有利に働いた。第一次大戦下のアメリカで、禁酒主張が、食糧確保という戦争遂行上の要請や反ドイツ感情と結びついたこと（この点については後で詳述する）、反禁酒派が反対意見を組織できなかったこと、酒類の製造・販売業界を別にすれば、最も強い反対勢力だった都市在住の移民有権者が十分な政治参加を果しておらず、また特定の地域に偏在していて数の割に代表される度合が非常に低かったことなどである⁷⁾。ともかく、短期間での批准に禁酒派も自信を深めたのか、「適当な立法」として非常に厳しい内容のウォルステッド法の成立を見る。

ウォルステッド法については、大部な法律なので、以下の論考に必要な項目だけを拾いあげておく⁸⁾。まず問題となるのは第1節で、酩酊性飲料を0.5パーセント以上のアルコールを含有するものと規定していた。ある史家は、完全禁酒（bone-dry）ではないという意味で、この規定をも禁酒派の妥協の一例としているが⁹⁾、実質的にアルコール性飲料の完全な禁止に等しく、反禁酒派の衝撃・落胆は大きかった。彼らは、この厳しい規定は修正条項の精神にそぐわないと非難し、せめてワインやビールは認めるべきだと主張する。1923年の『アメリカ政治・社会科学アカデミー年報』は「禁酒法とその施行」を特集しているが、そこでは、3～4パーセントのビールが酩酊性であるかないかをめぐって議論が交されている¹⁰⁾。第二に、法施行のための禁酒局（Prohibition Bureau）が財務省に設置された（第2節）が、違反者の起訴は司法省の管轄下にあるため、無用の混乱の原因となった¹¹⁾。

第三に、第38節、法施行の予算に関する規定は、第一会計年度（1920年1月～6月30日迄）に予算を200万ドルしか認めていない。そして20年代を通じて予算は年間500万～1,000万ドルのレベルに留まり続ける。この額で採用できた禁酒取締官の数は1,500～3,000人程度で、法の実効をあげるには大いに心許ない数であった¹²⁾。しかしこの予算の僅少は、年間500万ドル程度の予算で十分とのASLの主張を、議会が全面的に認めた結果だった。なぜASLは、かくもつましい要求しか行なわなかったのか。禁酒法成立の時点で禁酒運動が直面した矛盾がその理

由の一つである。余りに巨額な予算の請求は道徳的に正しく崇高な法の権威を損ねるし、法の実効性に対する反対派の疑惑を正当化しかねない。またアルコール税の消滅がかつての禁酒法反対の重要な論拠の一つであり、20年代には減税が国民的合意でもあったため、過重負担の回避に禁酒派も留意せねばならなかった。¹³⁾

第四に、第4節(f)項および第33節が注目される。前者は自家醸造のワインとサイダー(リンゴ酒)とを法の適用外に置いており、後者は酒類の飲用を認めている。後者の一部を紹介しておこう。「……酒類を、住居としてのみ占有され使用されている私宅(private dwelling)に所有するのは、非合法ではない……が、その酒類が、その所有者、その住居に住む家族、およびその所有者によってその家でもてなされる真正の(bona fide)招待客の、本人による飲用(personal consumption)にのみ供されるという条件の下にである」。¹⁴⁾この二つの条項は、法の前の平等を逸脱したもので、とりわけ第33節は貧者を差別する一種の階級立法だったと言えよう。¹⁵⁾以上簡単に一瞥しただけで、禁酒法はその実効性を弱めるような要素を内在させていたことが判る。禁酒法施行の実際、たとえばどの程度効果があがったのか、を考察する際には、そのことを常に念頭においておかなければならない。

20年代における飲酒量の減少を指摘した経済学者ウォーバトンの研究(1932年)¹⁶⁾のような例もあるが、かつては、禁酒法は完全な失敗だったとする意見が支配的だった。まず何よりそれは、飲酒量を減少させるどころか増加させて(シンクレアによれば、少くともスピリットに関しては一割程度)¹⁷⁾成人男子はもちろん、若者・女性等それまで酒を口にしなかったグループにまで飲酒習慣を広めた。また「犯罪の波(crime wave)」と呼ばれる現象、単なる犯罪件数の増加のみならず、密造酒を扱う犯罪シンジケートの出現・繁栄にも責任がある。禁酒法の経済的悪影響も無視できない。酒造会社の労働者、酒類の卸売商や酒場経営者の間に大量の失業者を生み出し、政府の税収を約三分の一減じせしめた。¹⁸⁾その失敗を最終的かつ明快に確認したのが、憲法修正第18条の廃止(1933年)である。このような禁酒法失敗論に歴史研究者として最初に批判を加えたのは、菅見の限り、バーナムであった(1968年発表の論文)¹⁹⁾。

以下、彼の行論を追ってみよう。まず飲酒量について、従来の印象論的評価を排し、主としてウォーバトンの推計に基づいて大幅に減少したと結論する。つまり、純粋アルコールに換算した一人あたりの年間飲酒量は、1911-14年 1.69ガロン(約6.40ℓ)、1918-19年 0.97ガロン(約3.67ℓ)、1921-22年 0.73ガロン(約2.76ℓ)、1927-30年 1.14ガロン(約4.31ℓ)と、20年代後半には上昇傾向を示し始めるものの、1923年から24年頃までは着実に減少している。しかしこの数字だけで、バーナムは、禁酒法の(部分的ではあれ)成功を主張してはいない(そもそも三-四年間しか規制力をもたなかつた法を成功したとは言い難いだろう)。世紀転換期頃から州レベルで禁酒法が実施されていたし、1913年には、禁酒州への酒の搬入を禁ずるウェップ・ケニヨン法が成立していたことから、眞の「禁酒法以前」を1910年頃に設定し、十数年間、禁酒法は有効だったと結論するのである。

飲酒量の減少には著しい特徴があった。ビールの激減である。1870年代、10ガロン(約38ℓ)を突破し、80年代には18ガロン、90年代には23ガロンと伸び、そして1910年代後半には史上最高の30ガロン(約113ℓ)に達した年間一人あたりビール消費量は、1920年代前半には1~3ガロンにまで急落する。他の酒類に比べ、ビールの供給量が大幅に減じたためである。

第一に、ビールは、製造に一定の施設・技術が必要で、スピリット（蒸留酒）と比べ一般家庭では作りにくい²⁰⁾。第二に、アルコール分の低いビールよりスピリットの方が利潤率が高く有利だとの、非合法的に酒類を提供する側の計算があった。第三に、合法的なニア・ビール醸造工場からの、アルコールを抜く以前のビールの横流しについては、政府の監視も相対的に強かった。禁酒時代の非合法な市場では、スピリットよりビールの方がはるかに品質低下の度合と値上り率が高かったとの証言は、その辺の事情を雄弁に物語っている²¹⁾。

このビール消費量の減少がもつ意味は小さくない。禁酒運動・法の目的の一つは、労働者の飲酒規制にあり、ビールは何より労働者が（とりわけ酒場で）飲む酒と見なされていたからである。なぜ禁酒運動は労働者の飲酒を攻撃目標としたのか。当初は、貧困の原因を飲酒に求め酒場を道德的退廃の元凶と決めつける父権主義的発想が強かった。また酒場は、腐敗政治の温床であり、大半が労働者となる移民の「アメリカ化」を妨げる施設でもあって、その廃絶は早ければ早いほどよかった。やがて19世紀末から20世紀初になると、労働災害の防止や生産効率の向上といった経営側の要求とも合致して行く²²⁾。実際に、望ましい結果が得られたかどうかはともかく——たとえばウォーバ顿は、20年代に労働災害発生率は低下したが、それは労働者の飲酒量減少の直接的結果ではないと述べている²³⁾——、労働者の節酒は、それ自体で大きな成果と考えられていた。

飲酒人口の「増加」も事実に反するとバーナムは論ずる。若者・婦人の間には飲酒人口が増加した可能性はあるが、それは禁酒法がもたらした現象ではなく、反抗なり解放の一形態として彼らが飲酒を選んだ結果である。成人男子については、エリート・金持による「街示的消費」としての飲酒を、ジャーナリスト達が普遍的行為の如く報道した。「犯罪の波」についても事情は大同である。犯罪シンジケートは法以前から賭博・売春等の分野で存在しており、酒類の密造や密輸は、新たな収入源を付け加えたにすぎない。密造酒ギャングを英雄の如く描き、法施行を笑劇に仕立てたジャーナリズムが「犯罪の波」を作り出した²⁴⁾。結局の所、禁酒法を失敗と極め付けたのは、ジャーナリズムの誇大表現や、禁酒法反対協会（Association Against the Prohibition Amendment）を筆頭とする反対勢力の効果的宣伝の結果であった²⁵⁾。同時代人の多くが失敗と考えていなかった有力な証拠は、1930年頃まで禁酒法廃止主張が強力な論拠をもたなかつたという事実である。それは何より雄弁に、経済的不況下に禁酒法がスケープゴトにされたことを物語っている。

第二章 禁酒法の限界

以上くわしく紹介した禁酒法の成功を説くバーナムの立論は、それなりに説得的であるが、必ずしも全面的に満足すべきものではない。たとえば、廃止主張が20年代末に至るまで有力な論拠をもち得なかつたとしても、それは、法実効の度合を測る目安とはなり得ないのでないだろうか。憲法修正条項廃止の先例がなかつたからである²⁶⁾。そもそも禁酒派が憲法修正を目論んだのは、禁酒時代を恒久的なものにするためだったからであり、この点に関するバーナムの立論は、単なるトートロジーにすぎない。また若年層における飲酒習慣の普及は、反抗の一現象であるとしても、禁酒法が施行されていたからこそ、飲酒が反抗の象徴となつたのであり、その限りでは、法が青年の飲酒人口を増加させたと結論することも十分可能である。ここでは、特に二点、飲酒量と犯罪シンジケートとに絞って少し詳しく論述することにしたい。

飲酒量の減少については、今では多くの研究者が同意している²⁷⁾が、その事実を、バーナムのように、1910年頃に「禁酒法以前」を設定する作業仮説に基づいて、禁酒法の効果と解釈する考え方は正しいのだろうか。近年の研究、たとえば『アメリカにおける飲酒』によれば、一人当たりの年間純粹アルコール消費量は、1896—1900年 2.06ガロン、1901—05年 2.39ガロン、1906—10年 2.60ガロン、1911—15年 2.56ガロン、1916—19年 1.96ガロンと推移しており²⁸⁾減少が認められるのは1910年代後半になってからである（表1参照）。となると、1910年頃から約十五年間、禁酒法は実効があったとする結論は、少なくともその一部が搖いでくる。言い換えれば、憲法修正第18条の発効をはさんで三～四年間しか飲酒量の明確な減少が確認できないという事実は、法の実効以外の要素が存在していた可能性を示唆している。それは第一次世界大戦という要因である。

表1 飲酒年齢（15歳以上）構成人口による一人あたり平均飲酒量

（単位：ガロン＝3.785リットル）

年	スピリット	純粹アルコール	ワイン	純粹アルコール	サイダー	純粹アルコール	ビール	純粹アルコール	総計 (純粹アルコール)
1710	3.8	1.7	0.2	<0.05	34.0	3.4	—	—	5.1
1770	7.0	3.2	0.2	<0.05	34.0	3.4	—	—	6.6
1785	5.7	2.6	0.6	0.1	34.0	3.4	—	—	6.1
1790	5.1	2.3	0.6	0.1	34.0	3.4	—	—	5.8
1795	5.9	2.7	0.6	0.1	34.0	3.4	—	—	6.2
1800	7.2	3.3	0.6	0.1	32.0	3.2	—	—	6.6
1805	8.2	3.7	0.6	0.1	30.0	2.0	—	—	6.8
1810	8.7	3.9	0.4	0.1	30.0	3.0	1.3	0.1	7.1
1815	8.3	3.7	0.4	0.1	30.0	3.0	—	—	6.8
1820	8.7	3.9	0.4	0.1	28.0	2.8	—	—	6.8
1825	9.2	4.1	0.4	0.1	28.0	2.8	—	—	7.0
1830	9.5	4.3	0.5	0.1	27.0	2.7	—	—	7.1
1835	7.6	3.4	0.5	0.1	15.0	1.5	—	—	5.0
1840	5.5	2.5	0.5	0.1	4.0	0.4	2.3	0.1	3.1
1845	3.7	1.6	0.3	0.1	—	—	2.4	0.1	0.8
1850	3.6	1.6	0.3	0.1	—	—	2.7	0.1	1.8
1855	3.7	1.7	0.3	0.1	—	—	4.6	0.2	2.0
1860	3.9	1.7	0.5	0.1	—	—	6.4	0.3	2.1
1865	3.5	1.6	0.5	0.1	—	—	5.8	0.3	2.0
1870	3.1	1.4	0.5	0.1	—	—	8.6	0.4	1.9
1875	2.8	1.2	0.8	0.1	—	—	10.1	0.5	1.8
1880	2.4	1.1	1.0	0.2	—	—	11.1	0.6	1.9
1885	2.2	1.0	0.8	0.1	—	—	18.0	0.9	2.0
1890	2.2	1.0	0.6	0.1	—	—	20.6	1.0	2.1
1895	1.8	0.8	0.6	0.1	—	—	23.4	1.2	2.1
1900	1.8	0.8	0.6	0.1	—	—	23.6	1.2	2.1
1905	1.9	0.9	0.7	0.1	—	—	25.9	1.3	2.3
1910	2.1	0.9	0.9	0.2	—	—	29.2	1.5	2.6
1915	1.8	0.8	0.7	0.1	—	—	29.7	1.5	2.4
1920	2.1	0.9	—	—	—	—	—	—	0.9
1925	2.0	0.9	—	—	—	—	—	—	0.9
1930	2.0	0.9	—	—	—	—	—	—	0.9
1935	1.5	0.7	0.4	0.1	—	—	15.0	0.7	1.5
1940	1.3	0.6	0.9	0.2	—	—	17.2	0.8	1.6
1945	1.5	0.7	1.1	0.2	—	—	24.2	1.1	2.0
1950	1.5	0.7	1.1	0.1	—	—	24.1	1.1	2.0
1955	1.6	0.7	1.3	0.2	—	—	22.8	1.0	1.9
1960	1.9	0.8	1.3	0.2	—	—	22.1	1.0	2.0
1965	2.1	1.0	1.3	0.2	—	—	22.8	1.0	2.2
1970	2.5	1.1	1.8	0.3	—	—	25.7	1.2	2.5
1975	2.4	1.1	2.2	0.3	—	—	28.8	1.3	2.7

W. J. Rorabaugh, *The Alcoholic Republic: An American Tradition* (1979), p.233より転載。

禁酒法奏効における戦争の役割を強調しているのが、ミシガン州に関するエンゲルマンの研究である²⁹⁾（予め留意しておかねばならないのは、ミシガン州がカナダに隣接しており、酒の密輸には圧倒的に有利な地理的条件をもっていたという事実である。何しろ1920年代末、同州最大の都市デトロイトでは、酒の密輸が自動車製造に次ぐ第二の産業になっていた程である）。1917年4月に一連の厳格な禁酒法——酒の輸入を禁ずるデーモン法、法の施行体制を整えたワイリー法、酪農食糧品管理局を法実施の監視機構としたルイス法——を成立させ、翌年5月から施行したミシガン州、とりわけデトロイトにおいては犯罪発生件数が激減する。同市の逮捕者数とそれが全人口に占める割合は、この時期、次の如く移行した。1914年 94,000人（1.43%）、15年 11,365人（1.57%）、16年 15,720人（2.14%）、17年 19,309人（2.35%）、18年 13,469人（1.47%）、19年 6,249人（0.64%）³⁰⁾。

1917年にピークに達した犯罪件数・発生率は、18年から19年にかけて著しい下降曲線を描く。ことに18年5月以降は、もぐり酒場経営者とか酒の密造・密輸業者といった新たな該当者が加わった上での激減だけに、禁酒主義者は狂喜する。実の所、ウォーバトンが既に指摘している如く、泥酔によるそれであれ、逮捕者の数は、禁酒法実効の指標としては余り信用できない³¹⁾。このデトロイトの統計は、全犯罪発生件数に関するものだけになおさらである。従って、この犯罪件数の減少の理由を、好景気に由来する失業率の低下や高賃金、徵兵による青・壯年の減少（デトロイトの場合、全人口の約一割、10万人程度が戦場やキャンプにいた）など、戦争の直接的間接的影響に見出すエンゲルマンの解釈が、はるかに合理的であろう。しかし禁酒主義者は、「短絡的な因果関係推定論」によって、その功をすべて禁酒法に帰してしまったのである³²⁾。

今一つ、禁酒法の実効度合の判断基準とされていたアルコール中毒、精神異常、生活保護(dependency)、青少年非行などの件数についても注目すべき移行が確認されている。1926年、デトロイトの社会事業家たちが、禁酒法の効果を鑑みすべく会合を開く。得られた観察結果は、1918年から20年まで上記諸項目の件数は急激な低下を示したが、1920年以降、それらカテゴリーすべてにおいて不断の上昇が認められるというものだった³³⁾。これは明らかに、禁酒法ではなく戦争の効果を示唆するものである。既述の如く、ミシガン州の例は決して典型的ではなく、むしろ例外的と言えるかもしれない。またエンゲルマンは、酒の生産・消費量の変遷については言及していない（ミシガン州の状況、とりわけカナダとの隣接による密輸の容易さを考えれば不可能と判断したのである）ため、全国平均との比較ができない。従って、上述部分が示唆する結論をそのまま全国に敷衍し得ぬことは、断るまでもなかろう。

しかし同時に、ウォーバトンが既に同様の推論を提起していることも想起されるべきだろう、すなわち、「最初の三年間 [1920年から22年] を除くと、アルコールの一人あたり消費量は、高い税率と生産・販売制限とが実施されていた戦時中より、禁酒時代の方が大きかった」と³⁴⁾。禁酒法を、とりわけその効果を検討する場合、禁酒時代の開始期を1920年以前に設定するというバーナムの提起は、決して無意味ではないだろう。たとえばウェップ・ケニヨン法成立の時点まで遡及させることには、統計などから見て無理があるようと思えるが、1917年頃にまでならそれほど矛盾はない。この年5月には軍服着用の兵士に酒の販売を禁ずる法が成立し、8月には蒸留酒製造を禁ずるリーヴァー法が成立しているからである。だから二年半程度、実質的禁酒時代の開幕を早めることに違和感はないし、その期間をも含めて禁酒法の効果を検討

することは十分に意義深い。

とはいって、その場合でもなお、国民に犠牲と献身とを強いる戦争との関連で考察されねばならない（上記二法は戦時立法だった）。しかもアメリカ人にとって、「民主主義のための戦争」は、すべてのドイツ的なものへの偏見・憎悪を意味していた。学校のカリキュラムからドイツ語が追放され、ドイツ音楽の演奏も禁止された。なかでも攻撃的となったのが酒類である。それは、食糧の浪費というに留まらず、ドイツ系資本に支配されている酒類企業を益するという意味でも、非爱国的飲料だった³⁵⁾。戦争は18年11月に終るが、その影響はすぐには消えない。とりわけアメリカの場合、かき立てられた好戦性の割に実際の戦闘期間が短かったため、一種の欲求不満に陥ったとの観察もある³⁶⁾。加えて戦争直後のアメリカ社会は、危機的状況に見舞われた。労働争議の激化や急進主義の高揚、レッド・スケア、動員解除をめぐるトラブル、戦後不況と物価高など、平和な社会には程遠い状況が続くのである。

既述の如く、禁酒法時代に、アメリカ人の飲酒量が総量・平均値ともに減少したのは、多分間違いないところである。しかし、飲酒量の減少の事実を無条件で禁酒法に結び付けるのは、同時代の禁酒主義者たちが犯したと同様の「短絡的な因果関係推定論」に陥る危険性をはらむ。ここでは、バーナムの禁酒法「成功」論に触発されて、戦争による飲酒量減少の可能性に議論を絞ったが、同時に不可欠なのは、どこまで実証可能かどうかはともかく、生活習慣、とりわけ余暇のすごし方との関係で検討する作業である。大戦と戦後の社会変化とが飲酒量を減少させた事実は、イギリスについても確認されているからである³⁷⁾。バーナム自身も示唆しているように、特に映画は、労働者を含めて多くの人々を酒場から遠去けた可能性がある。禁酒法以前の酒場と映画の関係については第三章で略述するが、1920年代についても、より綿密な研究が必要なことは確かであろう。

本章の今一つの課題であった犯罪シンジケートに、論考の対象を移そう。結論を先取りすれば、禁酒法と犯罪シンジケートの興隆との間には関係がなかったとするバーナムの判断には、同意し得ない。とりわけイタリア系のそれ、いわゆるマフィアは、明らかに禁酒法が生み出したと思えるからである。しかし急ぎ指摘しておかねばならないのは、バーナム論文が書かれたのが1968年、つまりマフィアが学術的にも社会的にも本格的な関心を集め始める以前——マフィア対策に組織犯罪取締法が成立するのが1970年であり、より象徴的事件をあげるなら、映画「ゴッドファーザー」の公開が1972年である——のことであったという事実である。従って以下の論述は、むしろ、バーナム論文以降のマフィアに関する研究の進展を確認するための作業となる。なお主として依拠したのは、1976年に公刊されたネリの研究書、『ビジネスとしての犯罪』³⁸⁾である。

アメリカ社会が初めて「マフィア」の名を聞いたのは、1880年代末のニューオリンズにおいてだった。当市の港湾荷役作業・行商などの不正利得や地区政治をめぐる二つの組織の対立が裁判に発展し（警察が起訴したのではなく、一方が他方を訴えた）、双方共、相手組織をマフィアと難じたのである。ネリによれば、この事実だけで、この二組織をマフィアに非ずと断定し得る。というのは、「オメルタ（沈黙の捷）」がマフィオーザ（マフィアの一員）を律する基本理念だからである³⁹⁾。紛争は、官憲の介入を一切排し、暴力によってあれ話合いによってあれ、仲間内で解決するというこの原則を守らない連中は、少なくとも当時にあっては、

決してマフィオーザとは言えない（マフィアに関する知識が豊かになり、その実在が疑問のないものになるのは、オメルタを守らないメンバーが一人ならず出現してくるからだが、それは近年になってからのことである）。

従って、イタリア人の犯罪者集団としての悪名を高からしめたのは、まず黒手組 (mano nera) だった。裕福な人々に脅迫状——その文面は時として非常に懲懃である⁴⁰⁾——を送りつけて金を強要し、場合によっては殺人をも辞さぬこの暗黒組織が活躍したのは、1890年代から第一次大戦頃までの比較的短い期間にすぎなかつたが、その活動がひきおこした恐怖は大きかつた。では黒手組とは一体どういう組織だったのか。新聞・雑誌や小説で言及される割には確実な史料が多くないので、正確な像の描出は困難であるが、国際的・全国的どころか、地域的な結社をすらもつていなかつたようである。むしろ、個々の犯罪者が勝手にその一員を名乗っているような、そういう意味で架空の団体であった。言いかえれば、つとにランデスコも指摘している如く、「黒手（組）」というのは、とりわけ日本語訳が連想させるような犯罪組織ではなく、犯罪の手口・方法を示す名称だった。⁴¹⁾

ネリによれば、黒手組には以下のような特色があった。(1) その活動はイタリア人居住区に限定されており、犠牲者がコロニイを去れば黒手組からも逃れることができた（1908年には、判明している限りで141件の黒手組による脅迫事件が起つたが、イタリア人社会以外に犠牲者が出ていた例は皆無だった）。(2) 冬期（12月から翌年2月まで）に発生が圧倒的に多く、全体の約半数がこの時期に集中している。(3) 有名なギャングのボス（たとえば、禁酒法施行以前のシカゴの大立物「ビッグ・ジム」・コロシモ）も、その犠牲者となつた。⁴²⁾(4) 後年のマフィアに見られるような、警察や政治家との癒着・結託の証拠が存在しない⁴³⁾（だからこそ、黒手組には不明な部分が多いとも言える）。これらの事実から浮び上るのは、前近代的な人間関係を前提とした、またプロではなくアマチュアないしセミ・プロによる犯罪行為としての黒手組像である。具体的に検討してみよう。

まず冬期に発生が多かったという事実は、生活苦ゆえの犯罪という性格を連想させる。というのは、イタリア人の間では行商や道路工事など屋外の肉体労働に従事する者が多く、冬場には収入が激減する、その減収分を補う手段が「黒手」ではなかつたかと考えられるからである。活動がイタリア人居住区に限定されていたこと、ギャングのボスまでが「黒手」の対象とされたことは、その推測を裏付けるものと言えよう。つまり黒手組の背後にあったのは、金持——その蓄財の手段が合法的であれ非合法的であれ——が貧者を助けるのは当然という、パトナリティック父権主義的前近代的な社会関係を前提とした行動規範であった。そういう風に考える時、脅迫状の懲懃さの理由も解明し得よう。それは、脅迫の効果を高めるための演出とか「ラテン人特有のやり方・駆引」⁴⁴⁾というより、少なくとも文面が定型化する以前は、文字通りの懇願だったのではないだろうか。

そのような意味で、黒手組は「前近代的」犯罪組織だった（黒手組と政界・警察との間に関係がなかつた事実も、その文脈に収め得るだろう）。しかし1910年代後半から20年代にかけ、黒手組を廃れさせマフィアを誕生させることになる条件が整う。まず犯罪を取り巻く外部の状況が一変する。たとえば、「白人奴隸」売買を禁ずるマン法の成立（1910年）が売春業に打撃を与える。1915年には、恐喝の目的で郵便を利用することを禁ずる法が成立し、黒手行為は連邦政府の介入を招くことになった。さらに第一次大戦勃発によって移民の渡来が困難になって、

新たな犠牲者の流入が跡絶え、黒手組の活動は大幅な後退を余儀なくされる⁴⁵⁾。同時に他方で、イタリア人犯罪者の内部でも変化が生じつつあった。それは、一言で表現するなら、イタリア人の犯罪行為の近代化、あるいはより適切には「アメリカ化」とも呼ぶべき現象である。

禁酒時代に酒類の密造・密輸業に進出して行くギャングは、二重の意味で第二世代だった。つまり彼らは、移民としても犯罪者としても第二世代に属していたと言える。彼らの親、移民の第一世代は、機会を求めてアメリカに渡来しつつも、その多くは厳しい現実に直面して社会の最下層に留まることを余儀なくされる。たとえばアル・カポネの父親は貧しい床屋として生涯を終えた。しかしながらアメリカに適応し——その最も明瞭な指標は英語の会話能力である——、「成功の夢」に与ろうとした第二世代の中には、手段を問わずその夢を追求する者も現われてくる。言うまでもなく犯罪は、もっとも手っ取り早い富と権力への道だった。カポネ伝を著した同時代の新聞記者は、「^{セルフ・メイド・マン}独立独行の人」として暗黒街の顔役を描いている⁴⁶⁾。社会学者ベルの表現を借りれば、犯罪は、とりわけアメリカにあっては、「^{クワイア・ラグー}社会的上昇の風変りな階梯」⁴⁷⁾であった。

やがてアメリカのマフィオーザとなる連中は、犯罪者としても第二世代だった。そのことは、彼らの攻撃的で野性的・進取的な態度に明白である。活動を同国人のコロニイに限定した黒手組と異なり、マフィアはアメリカ社会全体に活動を拡大し、桁違いの利益と権力とを獲得し、合法的世界とのつながりを積極的に求めて行ったのである。この世代間の相違・対立に関しては、禁酒法発効の年に決定的・象徴的な事件が起きている。コロシモの暗殺である。この種の事件の通例として、結局犯人は検挙されなかったが、当局は、黒幕がジョニー・トリオで、直接手を下したのは彼に依頼されたフランキー・イエールだと確信していた。コロシモの甥で腹心と目されていたトリオが、なぜそのような行動に出たのか。売春・賭博業から安定した収入を得ているコロシモが、禁酒法が提供する機会に関心を示さなかったことがその理由の一つだったと考えられている⁴⁸⁾。

このように見えてくると、禁酒法は、アメリカにおけるマフィアの興隆にとって絶妙のタイミングで成立したことが判る。第一にそれは、収入源を付加しただけでなく、犯罪の活動領域そのものを拡大した。別の言い方をすれば、禁酒法は犯罪界にモビリティをもたらした。犯罪が非合法的な「社会的上昇の階梯」だったとしても、そこにも、合法的な経済活動の領域におけると同様の優先権原理が働いていたはずである。アメリカの暗黒街の歴史を通観すると、1880年代頃まではアイルランド系が、1920年代頃まではユダヤ系が、それぞれ支配権を握っていたとされる⁴⁹⁾。禁酒法は、後発グループたるイタリア人が、スムーズに、先行グループとの間の摩擦少なく業界に入ることを可能にしたのである。1931年当時、全国十大都市の密造酒ギャングのボス58人中、39人が30歳台だった（カポネも32歳）との調査結果⁵⁰⁾は、禁酒法がもたらしたモビリティの効果を何より雄弁に物語っているよう。

第二に禁酒法は、シンクレアの表現を借りれば、密造酒ギャングに「品位」を与えた⁵¹⁾。今や彼らは、消費者の要求に応える実業家であった。カポネは豪語する、「私は人々の要求を充たして儲けている。私が法を犯しているのなら、私のおとくい——その中には、シカゴの^{ベスト・ビーフ}お歴歴が何百人といふんだが——だって有罪だ。……誰もが私を悪漢と誇る、私は自分のこと^{ラキティアリング}を実業家と呼ぶ」⁵²⁾。さらに、合法的な、あるいは一見合法的な経済活動（代表的な例としては、クリーニング屋・パン屋など自営業者からの保護料取立があげられる）への進出、政界や

警察への影響力行使、平和的効率的「経営」のための領土分割など、正にビジネスとしての犯罪は、1920年代末から1930年代にかけて——禁酒法廃止という外的刺戟もあって——形を整えて行く。しかしそれらは、禁酒法の実効とは別の文脈で検討されるべき事柄であるし、紙幅の制限もあるので、他の機会に譲ることにする。

第三章 飲酒と酒場

禁酒法の、社会とのかかわりや更には効果を知るには、それ以前の飲酒の実態、飲まれた酒の種類、飲み方、飲酒のための施設等について検討を加えねばならない。従って本章では、1920年代よりむしろ19世紀後半から20世紀初に重点を置く。ごく大雑把な捉え方をすれば、アメリカの国民的飲料は、植民地時代はラム、18世紀末から1870年代まではウイスキー、それ以後禁酒法成立まではビール（ラガー・ビール）だった。ここでは、ウイスキーから叙述を始めることにする。前掲の表1からも明らかのように、19世紀の大部分を通じて、アメリカ人は何よりスピリット（主にウイスキー）を愛飲していた。理由はいくつか考えられる。まず、アメリカに限らずヨーロッパ全体に渡ってこの時代の人々を支配していたスピリット信仰とでも呼ぶべき考え方がある。それは滋養豊かな食物であるのみか、風邪・熱病・凍傷・蛇の咬傷・消化不良・骨折など種々の疾病に効果ある万能薬でもあった⁵³⁾。

経済的条件もウイスキーに味方した。19世紀開幕早々、広大な中西部を獲得したアメリカでは、穀物生産が急速に伸びる。しかし輸送網が未発達で市場はニューオリンズに限定されていた。当然、供給が必要を上回り穀物価格が暴落する。そこで農民は、まず塩漬け豚肉という形で、次いでウイスキーという形で、加工して出荷する道を選ぶが、ウイスキーの有利さは圧倒的だった。第一に収益率が高い——1,000ブッシュル（約27.2 t）の小麦があったとする。これをそのまま出荷すると輸送費が戻ってくれば幸運だった、塩漬け豚肉として出荷すると120ドルの利益が見こめた、そしてウイスキーだと470ドルの収入が可能だった⁵⁴⁾、第二に輸送が容易で市場が限定されない、第三に腐敗の心配がない。こういう事情で人々は競ってウイスキー製造に励み、必然的に生産過剰・値崩れが生じることになる（労働者の日給で購入できる商品の量を一覧にした表2参照）。

表2 1825年当時の日給（1ドル）^{*a)}で購入できた商品の量

飲 み 物	ウイスキー ^{*b)}	2ガロン（約 7.57 ℥）
	ワイン	½ガロン（約 1.89 ℥）
	マデイラ・ワイン	¼ガロン（約 0.95 ℥）
	ミルク	4ガロン（約15.14 ℥）
	コーヒー	5ポンド（約 2.27kg）
	紅茶	1½ポンド（約 0.61kg）
そ の 他	牛 肉 ^{*b)}	16ポンド（約 7.26kg）
	豚 肉	16ポンド（約 7.26kg）
	チーズ	11ポンド（約 4.99kg）
	卵	11ダース
	砂 糖	8ポンド（約 3.63kg）
	小麦粉	20ポンド（約 9.08kg）
	家 貸 ^{*b)}	10日分

W. J. Rorabaugh, *op.cit.*, p. 83より転載。

*a) 1825年当時の1ドルは、1975年の25ドルに相当。

b) 1825年当時が、1975年時より安かった商品（因に、1975年の日給で購入できるのは、ウイスキーが1ガロン、牛肉が14ポンド、家賃が6日分）。

第三に、ウィスキー以外の飲料には固有の欠陥があった⁵⁵⁾。まず水を例にとると、スピリット信仰の裏返しで、栄養がなく体に有害でさえあるとの信念が存在していた。それは必ずしも謬見ではなかった、清潔な水を安価に安定的に入手するのが困難だったからである。アメリカにおける公有水道システムの先駆とされるフィラデルフィアでさえ、水の安定供給が可能になるのは1822年のことであり、ニューヨークの場合さらに二十年も遅れる⁵⁶⁾。この事実は、禁酒運動にも小さからぬ意味をもつ。というのは、完全禁酒主義（teetotalism）、酒の代りに水を飲料とすべしとの主張が可能になるのは、それが飲料として信用できるものになってからだからである。そういう意味で、アメリカ最初の完全禁酒組織、ワシントン禁酒協会の結成が1840年であるという事実は、示唆的であろう。逆に言えば、その頃までは、スピリットの代りに弱い酒類を推す節酒の立場が支配的だった。

水よりはるかに好ましい飲み物とされていたミルクは、まず子供のために確保されるべきものだったし、冷蔵施設の貧弱な当時としては腐敗の可能性も大きく、必然的に高価であった。また頻度は小さかったかもしれないが、ミルク・シックネス（毒草を食べた牛の乳を飲んだことによる疾患）の危険もあった。それ以外の飲み物はどうだったろうか。紅茶は高価で、植民地時代の記憶、たとえばボストン茶会事件によって非愛国的飲料というイメージがつきまとってきた。当初から紅茶より好まれていたコーヒーも相対的に高価だった（1830年代以降、値下りと同時に輸入量消費量ともに急増する）。ワインもまた輸入に全面的に依存していたため高価だったし、エリートが飲む酒と考えられていた。国内産ワイン醸造の試みもなされたが、結局、西海岸が領土に組みこまれるまでは成功しなかった（なおミルク以下の飲料の価格については、表2参照）。

19世紀前半、ワインと共に節酒という観点から推賞されていたビールについても、生産上の難問がつきまとっていた。ビールは、スピリットと比べると、巨大な製造施設（つまりは資本）と熟練労働とを必要とした。製造過程や製品の保存に寒冷な気候条件が不可欠で、生産地が限定されていた。さらに、イースト菌がモルトの上に浮ぶ（その結果、苦いビールができる）という技術上の問題点もあった。この難点は、1840年代、ドイツ人によって容器の底に沈むイーストが導入されるまで、解決を見ない⁵⁷⁾。以上の記述からも判るように、アルコール性・非アルコール性を問わず、ウィスキー以外の飲料が広く利用可能になるのは、19世紀半ば以降のことだった（但し、過度の一般化はできない。たとえばあるビール会社は、20世紀になっても、水やミルクより清潔で滋養ある飲料としてビールを宣伝していた。そしてそれは、スラム街に関しては、決して誇大広告とは言えなかった）⁵⁸⁾。

上記理由に加え、塩漬け豚肉の塩辛さを和らげ消化を助けるものとして、当時の食生活に不可欠だったこともあって、ウィスキー消費量は上昇の一途を辿る。1830年の時点で、飲酒年齢（15歳以上）の全人口による平均消費量は、年間9.50ガロン（約36ℓ）に達していた。しかもこの飲酒量増加に飲み方の変化が伴っていた。社会の水平化、フロンティア開拓、産業革命に由来する社会混乱への適応不順から、自己破壊的飲酒（ローラボウの表現を借りれば、ソロ・ビンゴ）にふける人々も出現する⁵⁹⁾。そういう状況への反応が、1830年代から本格化する禁酒運動だった。十分な材料・証拠はないが、この禁酒運動と世紀半ば以降一般化するビールに適合的なタイプの肉食とが、既述の品質改善と相まって、1870年代以降、スピリットからビールへの転換を促す⁶⁰⁾（ビールが労働者のみの飲料なら、労働者の人口増がより決定的とも

思えるが、1880年から1910年の間、ビール消費量が人口増の倍以上のペースで伸びているので、全体として消費が増えたと考えていいであろう)。

このビールの消費量増加は、安定供給を可能にする一連の技術革新に支えられていた。1860年代から利用され始めた動力源としての蒸気、市場を拡大した大陸横断鉄道の完成（1869年）・冷凍貨車の発明（1875年）は言うまでもない。ビールの製造・保存に不可欠な低温を得るために製氷機が1869年に発明され、70年代になると氷を要しない冷却装置も開発される。低温殺菌による品質の安定化が実現し、壇詰めのビールの量が飛躍的に増加したのもこの時期のことだった。それに伴って栓にも改良が加えられ、最終的に1892年、現行の王冠が発明されることになる⁶¹⁾。このような技術改良によって生産は急増するが、他方で競争が激化し、企業統合も進行する。売り上げを直接伸ばすため、直営酒場制（tied-house system）も採用された⁶²⁾。20世紀初めのオハイオ州のある郡では766軒の酒場中505軒が、禁酒法直前のシカゴでは7,000軒中4,679軒が、それぞれビール会社に支配されていた⁶³⁾。

酒場の側でも、初めてビールへの課税を定めた1862年の歳入法や、酒場規制のため行なわれたライセンス料の値上げなどによって、経済的圧迫を受けつつあった。かくして、直営酒場制は製造業・小売業双方の事情で進展して行くことになるが、それがもたらす結果を論ずる前に酒場の有様を一瞥しておくべきだろう。まず確認できるのは、酒場が、都市住民にとって不可欠な多機能的施設だったという事実である。とりわけフロンティアの町では、最初に作られる半公的性格の施設であったため、酒場には多様な役割が期待された。酒場は、まず第一に集会場——政治や労働組合の、時にはキリスト教会の——であり、労働者に給料として支払われた小切手を現金化する機関という意味で銀行であり、移民のためには一種の私書箱であり、新聞や雑誌が備えられている読書室であり、職業紹介所であった⁶⁴⁾。

酒場は「貧民のクラブ」でもあった⁶⁵⁾。19世紀にあっては、唯一利用可能な、狭く不潔で居心地の悪い共同住宅（tenement house）なるわが家からの避難所、安く楽しめる社交場、それが酒場である。またそこは、往々にして同一の民族集団が集まり、言わばお国なまりで会話できる場所だった。フリー・ランチも魅力だった。もちろん酒を飲むことが条件であるが、客には、単なる摘物ではなく食事が供されていたようである。シカゴのある酒場は、ベーカト・ビーンズ、焼きたてのロースト・ビーフ、白パンと黒パン、サラダ、クラッカー、チーズを出していた⁶⁶⁾。それは、多くが労働を余儀なくされ、支度に時間をかけられない労働者の妻たちが用意できる食事より、はるかにましなものだった（セトウルメント・ハウスで料理学校が開かれた目的の一つは、魅力的な食事によって、夫を酒場から家庭に呼び戻すことにあった）⁶⁷⁾。

つまり酒場は、労働者を家庭から引き離し、移民のアメリカ社会への順応を妨げるものとして厄介な存在だったが、他にも問題があった。酒場は政治腐敗の元凶でもあった。まず想起されるのは、政治が酒場で運営されたことである。ある年のニューヨーク州では、民主・共和両党の1002回の党大会・予備選挙中633回が酒場で開かれた。酒の饗宴は必然的結果だった。ある禁酒主義者は、酒飲みほど買収され易い証拠として「慎重かつ控え目な調査」を引用する。それによれば、1,000人の有権者が買収される割合は、酒を飲まない人間で100人、適度に飲む人間で400人、大酒飲みだと700人だった⁶⁸⁾。また移民にとっては、酒場の所有は「アメリカの夢の一部、経済的保障と社会的地位とに至る道」であり、酒場所有者は、最も歴然たる成功者であった⁶⁹⁾。そのような実質的象徴的メリットがある以上、多くの政治家が、政界への足掛り・権

力維持の手段として酒場を所有したのは、当然のことと言えよう⁷⁰⁾。

酒場を一層有害な存在にしたのが、先にあげた酒場直営制である。この制度の下では、酒場経営者は、契約を結んだ会社の製品のみをできるだけ大量に売らねばならない、当然、売り上げ第一主義に走る。一日24時間週7日間営業、一見客や子供へのおごり^{フリー・ドリンクス}が、売り上げを伸すために採用された⁷¹⁾。この点に関し、全国ビール醸造業者協会（United States Brewers Association）のスポーツマンは、次のように語った、「子供に数セント分の酒をおごるのは賢い投資である。その連中が常習的酒飲みになれば、何倍にもなって帰ってくるからだ」⁷²⁾。さらに酒場は、一般に条令等で禁止されている行為にも頼った、つまり売春婦に出入りを許し、無許可の賭博場を設置したり、場合によっては麻薬を売ったりもした。以上略述した19世紀後半の酒場の有様は、一見積極的機能と見える「貧民のクラブ」という側面をも含めて、禁酒運動に攻撃の材料を提供することになる。

酒場への攻撃にはいくつかの方向があった。まず代替機能の提供、あるいは酒場の機能の制限とも言うべき試み。YMCAとかセトゥルメント・ハウス、ある史家が「文化的慈善活動」と表現した改革運動——図書館、美術館、博物館、公園等の施設の充実——は、都市住民の知的精神的道徳的洗練を達成することで酒場を不要ならしめんとする⁷³⁾が、少なくとも当初は、ほとんど効果をあげ得なかった。第二に酒場のライセンス料の値上げ。これは結果として経営者の独立を失わせ、ビール醸造会社や政治家への依存を強めさせ、事態を一層悪化させることになる。第三に、『酒場』をものとしたデュースの表現を借りれば、「モラル・ジョグラフィー」、つまり酒場や売春宿を街の一か所に集中させ、監視するという方策も取られた。これは、都市計画とか都市再開発に発展する可能性を持っていたが、基本的には、上品な住宅地からの「悪所」の排除を目論むもので、道徳的悪の公認という矛盾をはらむ戦略だった⁷⁴⁾。

結局、ある程度の成功を収めたのは第四の方法、ASL が中心となって推進した自治体選択による酒場閉鎖のやり方である⁷⁵⁾。この積み重ねが州禁酒法や憲法修正第18条に結実するのだが、そういう展開の背景には、酒場がもつ負のイメージに加えて、あるいはそれ以上に重要な要因として、伝統的酒場の衰退ないし変貌——そのこと自体、禁酒運動の結果でもあるのだが——という事実があった。まず、酒場を上品な施設にしようとする動きが、業界の側からなされて行く。たとえば1909年、業界誌において、酒場の浄化運動が提唱されているし、これと前後して、名称がサルーンからキャバレー、キャフェ、ダンスホール等に変っている⁷⁶⁾。これは単に、サルーンという名称が連想させる邪悪なイメージを拭い去る手段に留まらない。女性連れの客が入れる、言い換えれば売春婦を締め出す施設になったことをも意味していた。

第二に、都市住民の郊外脱出によって酒場が隣近所の顧客^{カーネギー・スクエアーズ}を失い始めた。これは、酒が壇詰めで売られるケースが多くなったということ、人々が酒場ではなく家庭で酒を飲むようになったことを意味する。デュースの表現を借りれば、飲酒の個人化（privatization）が生じたのである⁷⁷⁾。19世紀末から20世紀初にかけての禁酒運動が、「反酒場連盟」の名称に示される如く、個人の私的飲酒ではなく、何より公的不法妨害としての酒場の規制を目的にしていたことを考えれば、この事態は、正に歓迎すべきものであった。禁酒運動は、移民の「アメリカ化」を阻止し、政治腐敗の元凶であり、他の種々の悪徳と結びつく酒場を攻撃した。逆の観点から極論すれば、飲酒の個人化は、移民の間にも生じたとすれば、「アメリカ化」の結果であり、むしろ望ましいものだったと言える。このことと関連して重要なのは、それまでは酒場にしか

見出せなかった余暇のすごし方の多様化である。

自動車やラジオが大衆のものになるのは1920年代のことであるが、禁酒法以前の時代で注目に値するのは映画である。デュースによれば、1910年代、映画は酒場と顧客の争奪戦を展開したし、また映画館に転業した酒場の例もかなり確認できるという⁷⁸⁾これが意味するのは、単に大衆の娯楽の内容が変化したというだけではない。というのは、1915年頃まで、「^{ニッケルオデオ}5セント映画館」という名称が示す如く、映画は何より下層労働者のものだった（15年頃を境に、映画は中産階級の娯楽となり、映画館は「^{パレス}宮殿」と呼ばれ、入場料も1ドル50セントにはね上る）⁷⁹⁾そして言うまでもなく、初期の映画はサイレントだった。これらのことは、映画を大衆の娯楽とする上で決定的な意味をもっていた。移民達、英語を理解できず、芝居やヴォードヴィルには料金の面からも行けない人々にとって、映画は酒場に代る唯一の娯楽だったし、字幕から英語を学ぶこともできた。⁸⁰⁾「貧民窟街では、映画が他の形態の娯楽をほとんど追い払ってしまった」と、1911年の『サーヴェイ』誌は伝えている⁸¹⁾

初期の映画の内容も重要である。映画評論家ウォーカーによれば、1908年から14年頃までの映画は、貧しい移民たちに慰めを与えるものだった。観客と同じような境遇にある登場人物は、「善良な心、楽天的な心、そしてサミュエル・スマイルズ式の自己修養の心、神や国、家族を愛する心でもって、日々の苦難に打ちかってゆく」のである。⁸²⁾つまり、そのようなものがあるとして、「アメリカ式生活法」を移民に教えこんだ一つの機関が映画だった。初期のサイレント映画の普遍的なテーマやストーリィがどのようなものだったのか、現在の筆者には確かめようがないし、実際に、どの程度、映画館に転業した酒場の例があったのかも不明である。しかし、上に引用した視点は、単に酒場の変容とか飲酒を含めた余暇のすごし方の変化だけでなく、移民の「アメリカ化」を考察する際にも、一つの手懸りを与えてくれるものであろう。

おわりに

禁酒法については、施行努力の貧弱を根拠にその象徴性を強調する解釈、伝統的価値観の優越を再確認するための法であり、実際に人々の飲酒を阻止し得るか否かは重要でなかったとする見解がある。⁸³⁾しかし、諸悪徳を体現する施設としての酒場、その酒場に攻撃的を絞って展開された禁酒運動、飲酒自体は禁じていない禁酒法とそのスムーズな成立、19世紀末に始まる伝統的な酒場の衰退などの事実を考慮に入れると、そのような判断は不適切にも思えてくる。ASLが唱導したような禁酒運動は、法成立以前の時点で、ある程度成果をあげつつ他方で酒場の変容によって達成目標を失っていた。だからこそ憲法修正第18条は短期間に成立したし、逆にまた容易に廃止されもした。そういう意味では、禁酒法は、伝統的な酒場の死滅を宣告した文書に他ならず、禁酒法の成立が必然なら、その廃止もまたそうだった。

しかし禁酒法は、アメリカ人の飲酒行為に新たな局面を切り開いたように見える。本稿では触れることができなかつたが、飲酒——フィッツジェラルドによれば「^{ディスプレイ・オブ・ドランクネス}醉態の誇示」——が、とりわけ中産階級の間で地位の象徴になった⁸⁴⁾それは、バーナムが指摘する如く、衒示的消費としての営為だったのかもしれない。あるいは、禁酒反対協会が、巧みな宣伝によって、酒のない生活は根本的必需品を欠いている生活と人々に確信させた結果であろう。⁸⁵⁾さらにまた、映画をはじめマス・メディアが同様の役割を果しもした。そしてそれは多分、禁酒法以前から進行していたプロセス、酒場からキャフェ・キャバレーなど女性連れの客が利用する施設

への移行に、一層の拍車をかけるものだった。1920年代の「もぐり酒場」は、何より中産階級を顧客としていたのである。しかし、1920年代の飲酒・酒場は、略述するには大きすぎるテーマである、別の機会に譲りたい。

註

- 1) 拙稿「アメリカ史における飲酒行為と禁酒運動」、「アメリカ史評論」3 (1984), pp. 1–14.
- 2) 禁酒運動を革新主義から論じたものとしては、次を参照のこと。志郷晃佑「革新主義——禁酒法の位置づけを中心に——」、「アメリカ史研究」7 (1984), pp. 9–16.
- 3) Larry Engelmann, *Intemperance: The Lost War against Liquor* (1979), p. 165.
- 4) 訳文は、アメリカ学会訳編『原典アメリカ史』第五巻(1957、1968), p. 378によった。ただし旧漢字は改め、読点・送り仮名を一部補い、酒精飲料と訳されていた *intoxicating liquor* を、酩酊性飲料とした。
- 5) Charles Merz, *The Dry Decade* (1930), p. 33.
- 6) Norman H. Clark, *Deliver Us from Evil: An Interpretation of American Prohibition* (1976), p. 133.
- 7) James H. Timberlake, *Prohibition and the Progressive Movement, 1900–1920* (1963), pp. 115–120.
- 8) テキストは次による。Merz, *op.cit.*, pp. 317–328.
- 9) Clark, *op.cit.*, p. 133.
- 10) Walter E. Edge, "The Non-Effectiveness of the Volstead Act", *Annals of the American Academy of Political and Social Science*, vol. CIX, no.198 (Sept.,1923), pp.67–84; George S. Hobart, "The Volstead Act", *Id.*, pp.85–101.
- 11) Merz, *op.cit.*, pp.78f, 119ff.
- 12) Cf. Herbert Asbury, "The Noble Experiment of Izzie and Moe", Isabel Leighton, ed., *The Aspirin Age* (1949、1964), pp.40–59.
- 13) Merz, *op.cit.*, p.82ff; Joseph R. Gusfield, "Prohibition: The Impact of Political Utopianism", John Braeman et als., eds., *Change and Continuity in Twentieth-Century America: The 1920s* (1968), p.270f; Mark E. Lender & James K. Martin, *Drinking in America: A History* (1982), pp. 150, 154ff.
- 14) Merz, *op.cit.*, p.326.
- 15) たとえば以下に引用してある、アメリカ労働総同盟会長ゴンバーズの証言を参照のこと。Timberlake, *op.cit.*, p.94; Gusfield, *op.cit.*, p.292.
- 16) Clark Warburton, *The Economic Results of Prohibition* (1932). ウォーバ顿の方法は、酒類の生産量（酒類の原料になり得るもの）の生産量から合法的に使用された量を減じて計測）、アルコール中毒・肝硬変等、飲酒と関連ある病気の罹患率、泥酔による逮捕発件数の三つの要素から、消費量を導き出すものである。*Ibid.*, p.27.
- 17) Andrew Sinclair, *Era of Excess: A Social History of the Prohibition Movement* (1962、1964), p.203.
- 18) David E. Kyvig, *Repealing National Prohibition* (1979), p.11.
- 19) J. C. Burnham, "New Perspectives on the Prohibition 'Experiment' of the 1920's", *Journal of Social History*, vol. 2, no. 1 (1968), pp.51–68.
- 20) Hugh F. Fox, "The Consumption of Alcoholic Beverages", *AAAPSS*, vol. CIX, no.198 (Sept.,1923), pp.137–144.
- 21) Sinclair, *op.cit.*, p.231; Kyvig, *op.cit.*, p.25; Lender & Martin, *op.cit.*, p.145.
- 22) 志郷、前掲論文, p.11.
- 23) Warburton, *op.cit.*, p.261f.
- 24) Cf. Asbury, *op.cit.*, *passim*.
- 25) Cf. Kyvig, *op.cit.*
- 26) Fabian Franklin, "What's Wrong with the Eighteenth Amendment?", *AAAPSS*, vol. CIX, no.198 (Sept.,1923), pp.48–51; Edge, *op.cit.*, p.67; Kyvig, *op.cit.*, p. xiii.
- 27) Cf. Gusfield, *op.cit.*, Lender & Martin, *op.cit.* なおガスフィールドによれば、バーナムは1964年に、68年論文と同じ内容の口頭発表を行なっていたようである。Gusfield, *op.cit.*, p.274, n.25.
- 28) Lender & Martin, *op.cit.*, p.196f.

- 29) タイトルについては、註3) を参照のこと。
- 30) Engelmann, *op.cit.*, p.60.
- 31) Warburton, *op.cit.*, p.105.
- 32) Engelmann, *op.cit.*, p.61.
- 33) *Ibid.*, p.165f.
- 34) Warburton, *op.cit.*, p.260.
- 35) Merz, *op.cit.*, p.25ff; Stanley Baron, *Brewed in America: The History of Beer and Ale in the United States* (1962), p.304.
- 36) Robert Coughlan, "Konklave in Kokomo", Leighton, *op.cit.*, pp.121—124.
- 37) Norman Longmate, *The Water Drinkers: A History of Temperance* (1968), p.257ff. 角山榮「ギャンブル、映画、恋の冒険」、川北稔編『「非労働時間」の生活史』(1987), pp.269—270.
- 38) Humbert S. Nelli, *The Business of Crime: Italians and Syndicate Crime in the United States* (1976).
- 39) *Ibid.*, pp.24—46.
- 40) John Landesco, *Organized Crime in Chicago* (1929、1968), p.108. ジョン・コブラー（常盤新平訳）『カボネ——もうひとつのアメリカ史——』(1971、1973), pp.72—73をも参照のこと。
- 41) Landesco, *op.cit.*, p.109.
- 42) コブラー、前掲書, pp.70—71,78—81.
- 43) Nelli, *op.cit.*, p.75ff.
- 44) Landesco, *op.cit.*, p.108.
- 45) Nelli, *op.cit.*, p.99f. コブラー、前掲書, pp.68,77.
- 46) Fred Pasley, *Al Capone: The Biography of a Self-Made Man* (1931).
- 47) Daniel Bell, "Crime as an American Way of Life: A Queer Ladder of Social Mobility", *The End of Ideology: On the Exhaustion of Political Ideas in the Fifties* (1960), chap. 7.
- 48) コブラー、前掲書, pp.105—113.
- 49) 常盤新平『マフィア経由アメリカ行』(1980), p.210.
- 50) Kyvig, *op.cit.*, p.27.
- 51) Sinclair, *op.cit.*, p.230. 「品位」という訳語は、大原寿人『狂乱の1920年代』(1966), p.134によった。
- 52) Sinclair, *op.cit.*, p.220. なお既述部分から明らかのように、このカボネの禁酒法解釈は誤りである。
- 53) W. J. Rorabaugh, *The Alcoholic Republic: An American Tradition* (1979), p.25ff; Lender & Martin, *op.cit.*, p. 2 ff.
- 54) Rorabaugh, *op.cit.*, p.84.
- 55) 以下は、Rorabaugh, *op.cit.*, pp.95—109による。
- 56) Charles N. Glaab & Theodore Brown, *A History of Urban America* (2nd ed., 1976), p.81.
- 57) Rorabaugh, *op.cit.*, p.108f.
- 58) Perry R. Duis, *The Saloon: Public Drinking in Chicago and Boston, 1880—1920* (1983), p. 96.
- 59) Rorabaugh, *op.cit.*, p. 163ff.
- 60) Baron, *op.cit.*, p. 228.
- 61) *Ibid.*, p. 229ff.
- 62) Duis, *op.cit.*, pp. 24—35.
- 63) John M. Barker, *The Saloon Problem and Social Reform* (1905、1970), p. 7; Duis, *op.cit.*, p. 25.
- 64) Cf. Thomas J. Noel, *The City and the Saloon: Denver, 1858—1916* (1982).
- 65) Peter H. Odegard, *Pressure Politics: The Story of the Anti-Saloon League* (1928), p. 45.
- 66) Duis, *op.cit.*, p. 187.
- 67) *Ibid.*, pp. 108—110.
- 68) Barker, *op.cit.*, pp. 31f, 34.
- 69) Duis, *op.cit.*, p. 83.
- 70) Cf. Lincoln Steffens, *The Shame of the Cities* (1904), p. 34; Lyle W. Dorsett, *The Pendleton Machine* (1968), p. 22f.
- 71) Clark, *op.cit.*, p. 57f.
- 72) Lender & Martin, *op.cit.*, p. 104.

- 73) Cf. Kathleen D. McCarthy, *Noblesse Oblige: Charity and Cultural Philanthropy in Chicago, 1849–1929* (1982); Paul Boyer, *Urban Masses and Moral Order in America, 1820–1920* (1978).
- 74) Duis, *op.cit.*, pp. 204–229.
- 75) Odegard, *op.cit.*, pp. 116–124.
- 76) Duis, *op.cit.*, p. 293ff; Baron, *op.cit.*, p. 290.
- 77) Duis, *op.cit.*, p. 205ff.
- 78) *Ibid.*, p. 293.
- 79) ラッセル・ナイ（亀井俊介訳）『ひろがりゆく音と映像』〈アメリカ大衆芸術物語 ③〉（1970、1979），pp. 603–608.
- 80) アレグザンダー・ウォーカー（福住治夫訳）『銀幕のいけにえたち』（1966、1980），p. 20.
- 81) ナイ、前掲書, p. 606.
- 82) ウォーカー、前掲書, p. 21.
- 83) Gusfield, *op.cit.*, p. 289.
- 84) Sinclair, *op.cit.*, pp. 233, 238f.
- 85) Clark, *op.cit.*, p. 172f.

〔付記〕本稿は、1986年度産業研究所特別研究費の補助を得て作成されたものである。